

手当はいくら支給されますか？

児童扶養手当の額は以下のとおりとなっています。
(平成30年4月分以降の支給額が変更になりました)

○ 全部支給の場合 (所得制限限度表の全部支給限度額未満の場合)

詳しくは「所得制限とは？」をご覧ください。

支給対象児童数	金額
1人	月額 42,500円
2人	月額 52,540円
3人	月額 58,560円

※4人目以降は、6,020円ずつ加算されます。

○ 一部支給の場合 (例 扶養親族1人の場合)

就労等による年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を42,500円(月額)から10,030円(月額)まできめ細かく決定します。

<手当額の算式>

$$\text{手当額} = 42,490\text{円} - \frac{(\text{所得額} - 57\text{万}) \times 0.0187630}{10}$$

10円未満を四捨五入

- ※1 扶養親族0人の場合には、上記の57万円は38万円を差し引いた19万円に、扶養親族2人の場合には、上記の57万円は38万円を加えた95万円になります。
それ以上の場合には扶養親族が1人増えるごとに38万円を加算します。
- ※2 老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる場合には、57万円に下記の（注）書きに記載した場合に応じた額を加算します。（例えば、老人扶養親族1人、特定扶養親族1人の場合は82万円になります。）
- ※3 対象児童が2人の場合は10,030円～5,020円、3人目以降の場合は6,010円～3,010円加算されます。

（注）①受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合 10万円／人
特定扶養親族、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合
15万円／人

②扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合 6万円／人（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族
の場合は、1人を除く）